

由利本荘市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 目 的

本要領は、由利本荘市放課後児童健全育成事業業務委託に係る相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

由利本荘市放課後児童健全育成事業業務委託（本荘東小学校区学童クラブ）

(2) 業務内容

別添「由利本荘市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」に記載のとおり。

※ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された業者の業務内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3) 委託契約期間

委託期間は、業務実施準備期間と運営期間で構成し、以下のとおりとする。

なお、業務実施準備期間中に発生した運営準備に要する費用は全て受託者の負担とする。

ア 委託期間 契約締結日から令和11年3月31日まで。

イ 業務実施準備期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

ウ 運営期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 提案限度額

122,166,000円

（本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税として取り扱う。）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加要件

本プロポーザルに参加する事業者は以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 公告日以前に由利本荘市に令和7・8年度入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。入札参加資格審査申請書を提出していない者、もしくは受理されていない者については、参加表明書の提出期限までに提出し、受理されていること。この場合、入札参加資格はこの事業に限り有効となるが、入札参加資格審査の結果、適格でないと認められたときは受理しないことがある。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者で、かつ、公告の日から契約締結の日までの間に、由利本荘市建設工事入札参加者指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (5) 令和7年4月1日現在、放課後児童健全育成事業に関し、地方公共団体からの業務（指定管理者の指定を含む）又は当該事業を実施しており、かつその業務を履行（実施）した実績があること。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができるものであること。
- (7) 個人情報の取扱いに係る規程の整備、運用が行われているものであること。
- (8) 国税及び地方税について滞納がないこと、
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6. 日程

内容	実施期間
プロポーザル実施の公告	令和7年7月31日（木）から 令和7年8月26日（火）まで
質問受付期間	令和7年8月19日（火）午後5時まで
質問への回答	令和7年8月22日（金） 市ホームページにて回答
参加表名書の提出期限	令和7年7月31日（木）から 令和7年8月26日（火）まで ※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。
参加資格の確認結果通知送付	令和7年8月27日（水） 電子メールにて通知
企画提案書受付期間	令和7年8月28日（木）から 令和7年9月17日（水）まで ※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。
プレゼンテーション及び ヒアリング、審査	令和7年9月 下旬予定
審査結果の通知	令和7年10月 上旬予定 電子メールにて通知

※各項目の日程については、市の都合等にあわせて、適宜調整できるものとする。

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

7. 質疑応答

(1) 質問の受付

実施要領等に関する質問書（様式第1号）のPDF形式データ（代表者印入）及びワード形式データを電子メールで提出すること。

件名を「プロポーザル質問【提案者名】」とし、必ず電話で着信確認を行うこと。それ以外の方法によるものは受け付けない。

(2) 提出先

「17. 担当課・提出先」に記載のとおり

(3) 提出期限

令和7年8月19日（火）午後5時まで

(4) 回答方法

令和7年8月22日（金） 由利本荘市ホームページに掲載する。

(5) その他

なお、質問に提案者名が含まれる場合など、公開することが適切でない質問は当該記述を伏せ、又は趣旨を逸脱しない範囲で記載内容を変更したうえで掲載することがある。

また、本プロポーザルに直接関係する質問にのみ回答を行うものとし、無関係又は不適切な質問に対しては質問自体を公表せず回答もしない。さらに提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

8. 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第2号）

イ 法人等のパンフレット（最新のもの）

ウ 業務委託履行実績（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

オ 商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

カ 直近3ヵ年の貸借対照表及び損益計算書

キ 定款又は寄付行為（原本証明）

ク 納税証明書（国税、都道府県税及び市町村民税の全てについて提出すること）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法 本プロポーザルに参加を希望する者は、持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。

(4) 提出期限 令和7年7月31日（木）から令和7年8月26日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

- (5) 提出先 「17. 担当課・提出先」に記載のとおり

9. 参加資格の審査・審査結果の通知

(1) 参加資格の審査・結果の通知

公募型プロポーザル方式参加表明書及び提出書類を、この実施要領に定める資格基準に基づき審査を行い、申込があった全社に対して、令和7年8月27日（水）に参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで結果を通知する。

ただし、参加資格確認後から優先交渉者の選定までに、参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

(2) 参加に関する留意事項

ア 参加者は、提案書の提出をもって募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加に関して必要な経費は提案者の負担とする。

ウ 提出書類については、変更できないものとし、またその理由に係わらず返却しない。

エ 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。

オ 参加表明書提出から、委託業者の優先交渉者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とする。

- ①参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ②同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 審査基準 **別紙1-1** に対する提案内容説明書（様式第6号から第10号まで）

ウ 提案見積書（様式第11号）

見積書の費用の内容は以下のとおり。

なお、見積に当たっては、本実施要領「3. 提案限度額」を超えてはならない。また、副本には商号又は名称等を記載しないこと。

費目	主な内容
人件費	支援員の給与、賞与、通勤費、法定福利費など
需用費	消耗品費、おやつ代など
役務費	郵送、通信費、保険料など
賃借料	パソコン、複合機等賃借料
研修費	職員研修に要する経費
一般管理費	施設維持、衛生管理など放課後児童健全育成事業の管理に要する経費
その他	上記以外の運営に係る経費

エ 経費内訳書（任意様式） 提案見積書（様式第11号）の各年度の費目内訳を添付すること。

オ 上記アからエまでPDF形式データを収録したCD-ROM

（2）提出部数

アからエ 紙媒体 正本1部、副本9部 ※副本は、商号又は名称等を記載しないこと。
オは1枚

（3）提出書類の作成方法

ア 企画提案書等の規格は、A4版、両面印刷とし、縦型の場合には、左綴じ、横型の場合には上綴じとすること、下段にページ番号を記載すること。

イ A4版緑色フラットファイルの表紙及び背表紙に、「由利本荘市放課後児童健全育成事業業務委託（本荘東小学校区学童クラブ）」と「商号又は名称（※正本のみ）」を記載し、企画提案書（様式第5号）を1ページ目として、以下に示す順番で提出書類を綴じ込むこと。

（上から）

- ・企画提案書（様式第5号）
- ・提案内容説明書（様式第6号）運営方針
- ・提案内容説明書（様式第7号）組織・職員体制
- ・提案内容説明書（様式第8号）リスクマネジメント
- ・提案内容説明書（様式第9号）児童の保育について
- ・提案内容説明書（様式第10号）自由提案
- ・提案見積書（様式第11号）
- ・経費内訳書（任意様式） 【提案見積書（様式第11号）の各年度の費目内訳】

ウ 様式第6号から第10号には、提出者を特定することが出来る社名等の内容（社章、ロゴマーク等を含む）を記載してはならない。

（4）提出方法 持参又は郵送等にて提出すること。

- (5) 提出期限 令和7年8月28日(木)から令和7年9月17日(水)まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。
- (6) 提出先 「17. 担当課・提出先」に記載のとおり

11. 審査方法

(1) 審査方法

審査は、由利本荘市本荘東小学校放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル受託者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

企画提案書に基づき、参加者がプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、選定委員会が企画提案書の内容を審査し、優先交渉者と次点者を選定する。

審査は、提出された企画提案書に基づき、審査基準の項目ごとに評価する。

(2) 審査基準

別紙1-2のとおり

(3) プレゼンテーションについて

ア 実施日・場所

令和7年9月下旬予定 ※場所及び時間等詳細は電子メールで通知する。

イ 実施時間

1参加者30分以内を予定している。

(準備・プレゼンテーション：20分、ヒアリング：10分)

ウ 出席者

3名までとする。

エ 実施方法

(ア) 提案内容の説明は、提出済みの企画提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、追加の提案等は認めない。

(イ) プレゼンテーションではプロジェクターを使用しスクリーンに投影しながら説明することを認める。

(ウ) 提案書を提出した後の加筆又は修正等は認めない。ただし、プロジェクターにより投影する提案資料の内容をプレゼンテーション用に再構成することは許可する。

(エ) 提案者が当該ヒアリングを行うために定めた所定の時間までに参集しなかった場合には、参加の意思がないものとみなし、評価の対象から除外するものとする。

(オ) スクリーンは担当課が用意する。プロジェクター及びパソコンを使用するときは持参すること。

12. 審査結果の通知

選定委員会における審査結果の通知は、審査を受けた全社に対して電子メールで通知する。なお、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1 3. 契約方法等

市は、選定委員会が選定した優先交渉者を随意契約の相手方として業務委託契約締結に向けた調整を行い、調整が整った場合には契約を締結するものとする。

優先交渉者が辞退したとき、参加資格要件を欠くと判断されたとき又は契約交渉が不調となったときは、次点者を交渉の相手方とする。

1 4. 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、その者を失格とする。

ア 参加者要件を満たしていない場合

イ 提出された企画提案書等の書類に虚偽の記載をした場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合

オ プレゼンテーション又はヒアリングに正当な理由なく欠席した場合

カ 提案見積金額が提案限度額を超えている場合

1 5. 契約に係る事項

(1) 採択された提案内容は、受託候補者と市の協議により、契約締結時に修正等が加えられる場合がある。

(2) 受託候補者には、改めて見積の提出を依頼する。

(3) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、あらかじめ市と協議した上で、業務の一部を第三者へ委託することが効率的、効果的であると認められる場合には、業務の一部を委託することができる。

1 6. その他

ア 参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

ウ 提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など、必要な経緯は全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

エ 提出された企画書については、由利本荘市情報公開条例（平成17年由利本荘市条例第28号）の規程による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、予め文書により申し入れすること。なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

オ 提出書類等の著作権は原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は市に帰属するものとする。しかしながら、市が採用する応募者の応募書類、提案書は市の業務上で必要な場合、無償で使用出来るものとする。

カ 「放課後児童クラブ運営施設の図面」について、公募型プロポーザル方式参加表明書の提出があった相手方に対してのみ、電子メールにて、面積等の記載された図面を送付するものとする。これは、放課後児童クラブ専用区域を含む市民交流学習センター改修工事入札公告前となることから、参加表明書の提出があった者のみの限定公開とする。

キ 提出書類は返却しない。

ク 市が必要と認める場合には、追加の資料提出を求める場合がある。

ケ 提案見積額は、提案内容評価の参考とするものであり、別途、委託契約締結に向けた調整を行うものとする。

コ 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

17. 担当課・提出先

由利本荘市健康福祉部 こども未来課 種村

住 所：〒018-0851 秋田県由利本荘市尾崎17

TEL：0184-24-6319

FAX：0184-24-6395

e-mail：kodomo@city.yurihonjo.lg.jp

別紙１－１ 審査項目

No.	審査項目	審査事項
1	運営方針	放課後児童健全育成事業の目的、意義、役割を理解し、理念を有しているか。
2	組織・職員体制	職員の安定的な確保の取組・考え方 職員の欠勤・欠員等の緊急時の対応について
		職員の資質向上についての取組・考え方
		施設の運営をサポートする具体的な取組
3	リスクマネジメント	安全対策の取組・考え方 児童の安全確保のための取組・職員の意識について
		災害等の緊急時の対応について
		衛生管理・アレルギー等への対応について
4	児童の保育について	児童の健全育成に対する基本的な考え方 児童の自主性・社会性を培うための取組
		障がい児や配慮を必要とする児童への対応
		保護者対応や保護者との向き合い方に対する考え方
		学校・地域社会との連携・関わりについて
5	自由提案	市全体、他地域への展開も可能な提案等があれば
6	提案見積書	運営期間にかかる当該事業に係る経費

別紙１－２ 評価項目

評価項目	評価・審査事項	配点
標準評価（１０点）	１．応募団体の能力について	１点
	２．運営方針について	２点
	３．組織・職員体制について	２点
	４．リスクマネジメント	３点
	５．児童の保育について	２点
加点評価（２点）	６．自由提案	２点